

令和8年度エシカル消費普及啓発事業実施業務委託仕様書

1 目的

消費者市民社会の形成を目指し、人や社会・地域や環境に配慮した消費行動であるエシカル消費の推進を図る。

2 委託業務名

令和8年度エシカル消費普及啓発事業実施業務

3 実施期間

契約締結の日から令和9年3月5日（金）まで

4 委託業務の内容

(1) エシカル消費特設ウェブサイトの運用管理・保守

①実施時期

契約締結の日から令和9年3月5日（金）まで

②実施内容

エシカル消費特設ウェブサイト「エシカルいばらき」(以下「ウェブサイト」という。)を制作し、ウェブサイトの内容やコンテンツ等については契約締結後依頼する内容(約76ページ相当分)を全て組み込むこと。

また、別紙1のとおり運営し、ウェブサイトの充実や情報の更新を行うこと。

なお、公開するためのドメインについては、県のサブドメインである「ethical-ibaraki.pref.ibaraki.jp」を使用すること。

- ・ウェブサイトには、以下の内容を含むものとし、その他エシカル消費の普及啓発に必要と思われる内容がある場合には、県に提案すること。

ア 「エシカルいばらき」表記のロゴデザイン

イ エシカル消費の説明(啓発動画の掲載を含む)

ウ 県内のエシカル消費に関連する商品や店舗、団体等の紹介

エ エシカルクイズキャンペーン(4(2)-1参照)

オ 「エシカル消費」投稿・応募型キャンペーン(4(2)-2参照)

- ・ウェブサイトは、初めて見る者でも興味を引くような分かりやすい内容で制作すること。
- ・掲載する商品や店舗、団体等については、取材を行い、掲載について相手方の承諾を得た上でウェブサイトに掲載すること。また、取材回数は3件以上とし、取材先の選定については県と協議の上、決定すること。
- ・エシカル消費に関連する商品や店舗の紹介については、マップ形式で掲載し、閲覧者が見やすいページとすること。
- ・県から情報更新の依頼があった場合は、速やかに更新を行うこと。

(2) - 1 エシカルクイズキャンペーンの実施

①実施時期

令和8年7月から令和9年2月までの間

②実施内容

エシカル消費に関するクイズを作成し、上記(1)のウェブサイトに掲載するとともに、クイズ参加

者の中から抽選で景品を提供する。

- ・キャンペーン実施回数は2回とする。なお、実施期間については県と協議の上、決定すること。
- ・当選者の人数は、クイズ1回あたり50名とすること。
- ・景品の内容等については、県と協議して決定すること。
- ・クイズ回答終了後、成績及び解説を表示すること。
- ・クイズは県と協議の上作成し、最後に有識者の監修を受けること。
- ・クイズ参加者の属性データ（年代、性別、居住地（市町村）、職業等）の収集及び分析を行うこと。
- ・クイズ当選者へ景品の発送を行うこと。
- ・景品は、例示のようなエシカル消費に関連するものを調達すること。また、エシカル消費について知ってもらうため、景品のどのような点がエシカル消費に関連しているのかを説明した文書を同封し、発送すること。

<例示>

- ア 形は良くないが味や品質に問題のない農作物（食品ロス削減、地産地消）
- イ 賞味期限が近く店頭には並べられないが、品質に問題のない食品（食品ロス削減）
- ウ エシカル消費関連の認証ラベルが付与された商品（フェアトレード商品等）
- エ 福祉作業所等で制作した商品
- オ 伝統工芸品

- ・キャンペーン期間中、LINE等のSNSを活用して、県民をターゲットとしたクイズキャンペーンのSNS広告を作成し、各回で2週間程度配信すること。また、広告の閲覧状況や閲覧者の属性等の分析を行うとともに、県の求めに応じ、随時閲覧状況等の報告を行うこと。

（2）－2「エシカル消費」投稿・応募型キャンペーンの実施

①実施時期

令和8年7月から令和9年2月までの間

②実施内容

エシカル消費に関連した投稿や応募を募集するキャンペーンを実施し、上記（1）のウェブサイトに掲載するとともに、キャンペーン参加者の中から抽選で景品を提供する。

- ・キャンペーン実施回数は1回とする。なお、実施期間については県と協議の上、決定すること。
- ・当選者の人数は、キャンペーン1回あたり50名とすること。
- ・景品の内容等については、県と協議して決定すること。
- ・景品は、例示のようなエシカル消費に関連するものを調達すること。また、エシカル消費について知ってもらうため、景品のどのような点がエシカル消費に関連しているのかを説明した文書を同封し、発送すること。

<例示>

- ア 形は良くないが味や品質に問題のない農作物（食品ロス削減、地産地消）
- イ 賞味期限が近く店頭には並べられないが、品質に問題のない食品（食品ロス削減）
- ウ エシカル消費関連の認証ラベルが付与された商品（フェアトレード商品等）
- エ 福祉作業所等で制作した商品
- オ 伝統工芸品

- ・キャンペーン期間中、LINE等のSNSを活用して、県民をターゲットとした投稿・応募型キャンペーンのSNS広告を作成し、各回で2週間程度配信すること。また、広告の閲覧状況や閲覧者の属性等の分析を行うとともに、県の求めに応じ、随時閲覧状況等の報告を行うこと。

(3) エシカル消費普及啓発のための資材の作成

ア チラシの作成

- ・エシカル消費を幅広い年齢層に向けて、理解しやすく紹介するチラシ（A4カラー両面）をコート紙で3,000枚（90kg）作成すること。
- ・上記資材のデザインは受託者が提案し、県と協議の上、作成すること。
- ・チラシの納入時に、チラシのデータ（PDF及びjpeg画像）も提供すること。

【納入・提出期日】令和8年7月3日（金） 【納入先】生活文化課

イ ポスターの作成

- ・地産地消がエシカル消費であることを中心に説明したポスター（A3カラー片面）を500枚作成すること。なお、仕様の詳細は別紙2のとおりとする。
- ・上記資材のデザインは受託者が提案し、県と協議の上、作成すること。
- ・ポスターの納入時に、ポスターのデータ（PDF及びjpeg画像）も提供すること。

【納入・提出期日】令和8年8月28日（金） 【納入先】生活文化課

ウ ポップの作成

- ・県内小売店舗等に掲出できるポップ（スイングポップカラー片面）を1,500枚作成すること。なお、仕様の詳細は別紙2のとおりとする。
- ・ポップのデザインは受託者が提案し、県と協議の上、作成すること。
- ・ポップの納入時に、ポップのデータ（PDF及びjpeg画像）も提供すること。

【納入・提出期日】令和8年8月28日（金） 【納入先】生活文化課

(4) エシカル消費普及啓発のための啓発動画の作成

エシカル消費を分かりやすく説明した動画を作成すること。

<例示>

ア エシカルマップ/インタビューで紹介した店舗や商品のPR動画

イ エシカル消費行動や認証ラベル商品等の説明動画

- ・ウェブサイトやSNS等に掲載できる動画（ショート動画※30秒～1分程度）を1本以上作成すること。
- ・動画のファイル形式は、MP4とすること。
- ・動画の内容は受託者が提案し、県と協議の上、作成すること。
- ・動画の作成完了次第、動画データを電子メールにて提供すること。

電子メールによる提供が困難な場合には、ファイル送付サービスその他県が受領可能な方法により、デジタルデータとして納品すること。

【提供先】生活文化課

5 成果品

受託者は、業務終了後速やかに以下の成果品を提出すること。

- ・委託事業の結果を記載した実績報告書（任意様式）：紙媒体 2 部
- ・啓発資材のデータ版や事業に関連した写真等を格納したCD-R：2 部

6 個人情報の取扱

受託者は本事業を履行する上で、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項及び第 67 条の及びその他の関係法令等の規定を遵守すること。

7 特記事項

受託者は、上記仕様書の内容の他、次の各号に留意するものとする。

- (1) 委託事業を実施するにあたっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、その事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 当該事業に関する諸法令を遵守するとともに、契約書及び本仕様書の内容に基づき委託業務を遂行すること。
- (3) 委託事業の履行状況について県から報告を求められた場合には、県の求める方法により、速やかに報告すること。
- (4) 委託事業を実施するにあたり、事故や運営上の課題などが発生した場合は、速やかに県に連絡すること。
- (5) 作成した成果品の著作権は、県に帰属する。

8 その他

- (1) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議してこれを定めるものとする。
- (2) 受託者は、企画・運営の詳細については、県と十分協議の上、決定すること。

エシカル消費特設ウェブサイト「エシカルいばらき」運用管理・保守 仕様書

以下の内容を踏まえつつ、エシカル消費特設ウェブサイト「エシカルいばらき」（以下、「ウェブサイト」という。）を運営すること。

なお、記事を追加・更新する際には、県に確認のうえ実施すること。

1 ウェブサイトの運用管理及び保守

- (1) ウェブサイトのドメインは、県のサブドメインである「ethical-ibaraki.pref.ibaraki.jp」を使用すること。当システムの運用管理については、茨城県「サブドメインシステムセキュリティ対策基準」を遵守すること。
- (2) サーバについて、アクセスの負荷・セキュリティを考慮して信頼度の高いレンタルサーバを利用すること。利用による当該事業者との契約においては、受託者が行うものとし、サーバの契約及び保守管理に係る経費は、委託金額に含むこと。
- (3) ウェブサイト制作にあたっては、「茨城県ウェブアクセシビリティガイドライン（改訂版）」に準拠すること。
(https://www.pref.ibaraki.jp/bugai/koho/kenmin/misc/documents/20170908_guideline.pdf)
また、ウェブサイト及びシステムの運用管理に係るマニュアルを作成し、次年度の受託者に円滑に引き継げるようにすること。
- (4) ウェブサイトについて適切に管理を行い、障害が発生した時には、直ちに県に対して報告を行うとともに、受託者の費用に応じて対策を講じ、復旧を行うこと。
- (5) システムの運用管理及び保守を行うものを明確に定め、個別の ID、パスワード等によりアクセス権限を管理すること。権限を持つものに異動等があった場合には速やかにパスワード等を抹消するとともに、県に報告を行うこと。
- (6) サーバ、回線は想定するアクセス数等を踏まえ必要かつ十分な容量とし、システム関連機器は耐障害性に優れた構成とするなど信頼性を確保すること。
- (7) アプリケーションは、透明性の高いオープンソースのものを使用し、必要に応じてソースプログラムの改造等のカスタマイズができるものとする。また、アプリケーションに脆弱性が発見された場合は、製品ベンダーが提供する修正プログラム（パッチ）を適用したり、ネットワーク経由でのアップデートを行ったりするなど速やかに対応すること。
- (8) 運用管理は次のとおりとすること
 - ・稼働状況監視（ログチェック、ヘルスチェック）
 - ・障害対策
 - ・機器の保守点検（年に 1 回以上）
 - ・バックアップ（四半期ごとに 1 回以上）
 - ・セキュリティ情報の収集、報告及び対策
 - ・ウイルス対策
- (9) システムの更新作業や機器の交換等システムの運用において発生した作業内容については作業記録を作成し、適切に管理すること。
- (10) 運用管理において取得したバックアップのデータについては、本事業の業務実施期間満了後、適切な管理のもと 1 年以上保管するとともに、システムログやアクセスログについても取得から 1 か月程度閲覧可能とすること。
- (11) システム環境（サーバ等）やシステム関連機器の変更、データベースの移行等を行う必要が生じた場合は、県の下承を得たうえで、受託者において変更や変更

別紙 1

前のバックアップを行うとともに、変更や移行後の動作試験を行うなどウェブサイトの継続的な運用に支障がないように実施すること。なお、これらの経費は委託費に含むものとする。

- (12) 必要に応じて県からの指示に基づき、CMS等の軽微なシステム改修を行うこと。
- (13) 県からの技術的問い合わせや更新依頼及び障害発生等に常に対応できるよう、サポート体制を整備すること。
- (14) 定期的にアクセス解析を実施すること。
- (15) ウェブサイトの制作及び運用に係る全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は県に譲渡することとし、成果品に係る著作人格権を有する場合においても、これを行使しないものとする。

2 運用に関する定期報告

- (1) 毎月、下記事項を記載した報告書（別紙1-1）を県に提出すること。
 - ・ 当月のアクセス状況
 - ・ その他ウェブサイトの運用に関して実施した事項（システム改修等も含む）
- (2) 報告書は、報告月の翌月10日（同日が土日祝日にあたる場合は、翌営業日）までに、電子メールによりデータファイルを提出すること。

3 セキュリティ対策

- (1) 使用するウイルス対策ソフトについては、最新のパターンファイルを使用したチェックを行うとともに、不正アクセス、ハッキング等についても対策を講じること。
- (2) セキュリティホールのチェックを行い、問題が発見された場合には速やかに対策を講じること。
- (3) 常に最新のセキュリティインシデントの情報を収集し、対策に努めること。
- (4) システムで取り扱う情報は、すべて暗号化処理（SSL等）を施し、対策に努めること。
- (5) 県が定期的実施するセキュリティ診断等については、その指示に従い、適切に対応するとともに、異常が検出された場合は速やかに改善策を講じること。なお、これらの経費は委託費に含むものとする。
- (6) 県の定める情報セキュリティに関する規定等を遵守し、対策を講ずること。

4 契約終了時の引継ぎに関する業務

- (1) 本契約の満了後、ウェブサイトの公開を終了し、ウェブサイトのバックアップデータ及び運用管理に係るマニュアルを県に提出すること。（成果品は「5 納品等」のとおり）
- (2) 令和9年度に事業が継続される場合、ウェブサイトが継続して閲覧できるよう、県又は県が指定する次の受託者にデータ及びサーバ契約に関する事項の引継ぎを行うとともに、引継ぎの完了までウェブサイトの保守管理を行うこと。
- (3) 業務の引継ぎに際し、県又は県が指定する者からの資料等の請求については、受託者の不利益になると県の認めた場合を除き、これに全て応じるものとする。

5 納品等

ウェブサイトに係る以下の成果品を提出すること。

- ・ ウェブサイト全ページの打ち出し：データ1部
- ・ バックアップデータ一式を格納したCD-R：2部
- ・ ウェブサイト及びシステム運用等マニュアル：データ1部、紙媒体2部

エシカル消費特設ウェブサイト「エシカルいばらき」運用管理・保守業務
月次報告書

茨城県県民生活環境部生活文化課 宛

(住所)

(名称)

(氏名)

上記受託業務について、下記のとおり報告します。

報告日	年 月 日
作業期間	年 月
ウェブサイト 運用管理内容	<ul style="list-style-type: none">・ <u>アクセス情報：別添参照</u>・・・・・
随時作業 (ex.○月○日 ■■ページ 更新)	<ul style="list-style-type: none">・
その他	

別紙 2

エシカル消費啓発資材作成仕様

I ポスターの作成

1 目的

県内におけるエシカル消費の認知度を高めるため、県内小売店舗等に掲出する。

2 作成内容

- ・エシカル消費をわかりやすく説明したポスターとし、「農産物や水産物などの地元産品」の購入（地産地消）がエシカル消費であることを中心に説明すること。
- ・消費者が「エシカル消費」とわかりやすく認識できるよう、「エシカル消費」の文字を記載したデザインとすること。

3 サイズ等

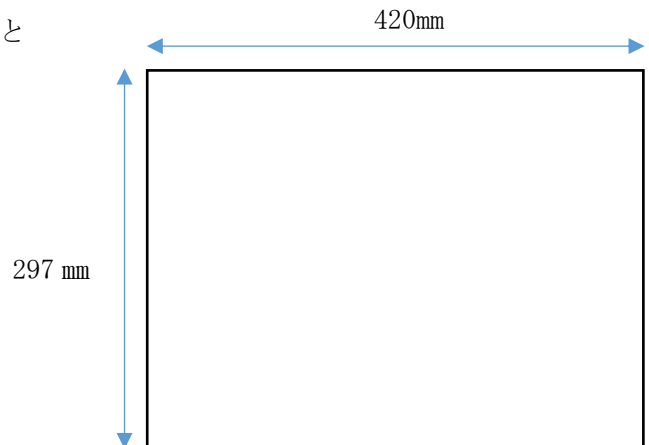
- ・ A 3 サイズ
- ・ 片面カラー
- ・ 規 格：タテ 297mm×ヨコ 420mm（コート紙 135kg）
- ・ 枚 数：500 枚
- ・ データ：PDF と jpeg 画像を提供すること

4 納入場所

茨城県生活文化課（12 階）

5 その他

校正は 3 回程度を予定



別紙2

II ポップの作成

1 目的

県内におけるエシカル消費の認知度を高めるため、県内小売店舗等に掲出する。

2 作成内容

- ・県内小売店舗等（スーパーなど）で、「農産物や水産物などの地元産品」や環境に配慮された（エコな）商品、認証ラベル（※）の付いた商品が置かれた売場に掲出できるポップを作成する。

（※）認証ラベルの例：FSC 認証ラベル（紙パック飲料、トイレットペーパー 等）

レインフォレスト認証ラベル（コーヒー、紅茶 等）

フェアトレード認証ラベル（コーヒー、紅茶、カカオ製品 等）

- ・消費者が「エシカル消費」と分かりやすく認識できるよう、「エシカル消費」の文字を記載したデザインとすること。

3 サイズ等

- ・スイングポップ
- ・片面カラー
- ・規格：タテ 70～180mm×ヨコ 70～180mm（アートポスト 180kg）
- ・枚数：1,500 枚
- ・データ：PDF と jpeg 画像を提供すること

4 納入場所

茨城県生活文化課（12 階）

5 その他

校正は 3 回程度を予定

70～180mm

